

銚子の消防

1 銚子消防の沿革

銚子市の消防の創始は、明治20年に創設された私設のヒゲタ消防組です。明治27年に国より「消防組規則」が公布されましたが、当時、全国的には公設消防組は少なく、ほとんどが自治的な私設消防組で、ヒゲタに続き明治29年にはヤマサ消防組が設置され、公設の消防組が組織されるまで、要請によって市中の火災にも出動していました。

明治43年以後、海上村消防組を皮切りに、西銚子町、高神村においても消防組が組織され、大正12年9月1日の関東大震災において火災による被害が甚大であったとの町民の世論に端を発し、銚子町、本銚子町にそれぞれ消防組が設置され、徐々にその陣容を整えてきました。

昭和8年の市制施行に伴い、同年12月に銚子町、本銚子町、西銚子町、豊浦村の4消防組を合併して、組織は現在の消防団に相当する非常備消防の体制で本部1、部15、救護班1、組員754人からなる銚子市消防組へと改組されています。また、昭和11年には、消防組本部に銚子では初めての常備班が設置され、班長含め7人がポンプ自動車1台の配置により業務を開始しています。

昭和23年に消防組織法が施行され、市町村消防はそれまでの警察制度の一部門から自治体消防へと生まれ変わり、銚子市では昭和24年1月1日に千葉市、市川市に続き県内3番目の消防本部及び消防署として発足しました。消防本部は末広町3丁目の市役所内へ、消防署は新生町1丁目10番地の4に設置、職員26名、水槽付ポンプ自動車1台、ポンプ自動車3台、予備車1台を配置して、業務が開始されています。その後、昭和28年2月に消防本部を消防署内へ移転しています。

昭和28年2月松岸町へ海上分遣所を設置、昭和29年12月には橋本町に東部分遣所を設置、また、昭和30年3月には天王台へ高神分遣所が設置、さらに昭和35年3月には野尻町へ西部分遣所を設置するなど署所の増設、人員の増員、車両・装備の整備など消防体制の強化を図ってきました。昭和46年9月には新生町1丁目へ消防本部・消防署を移転し、東部分遣所を本署に吸収して、1署3分遣所の体制に移行しました。

平成29年1月、新たな防災活動拠点として唐子町371番地の2へ消防本部・消防署の庁舎、訓練塔を移転新築し、現行の体制にて業務を開始しています。

2 消防の組織

消防組織法により、消防事務については市町村の責任とされ、これを処理するための機関として、常備消防である消防本部・消防署及び非常備の消防団を設置しています。

(1) 常備消防

消防事務の責任者である消防長のもと、消防本部と消防署(分遣所含む)に大別され、平成29年4月1日現在、職員定数116名に対して実員数113名、20台の消防車両をもって消防事務に携わっています。

消防本部は、消防総務課及び予防課の2課15名で構成され、主に予算、人事、施設管理等の総務事務に加え、消防団事務や救急業務高度化推進に係る警防事務、並びに消防関係法令に基づく危険物規制事務や消防設備関係事務をはじめ火災予防に関する

専門的な事務を担当しています。

消防署(分遣所含む)は、本署に消防隊、救助隊、救急隊を配置して、常時14名から17名程度の人員を確保して災害対応の中核的な役割を果たしています。

また、本署の出先機関として3箇所の分遣所を設置し、高神分遣所には消防隊1隊を配置、常時4名の勤務員で運用しており、海上・西部両分遣所はそれぞれ消防隊1隊と救急隊1隊を配置して、常時6名の勤務員で運用しています。

(2) 非常備消防

消防団は最高責任者である消防団長のもと、11分団定員579名に対し実員510名、ポンプ自動車等の車両39台を配備した体制となっています。

消防団は自らの意思で参加した住民有志により組織されている消防機関で、消防団員は日常各自の職業を有しながら、郷土愛護の精神に基づき災害時等に消防活動に従事し、その身分は、非常勤の特別職の地方公務員となっています。

「地域密着性」、「要員動員力」「即時対応力」といった特性を生かしながら、消火活動を行ったり、風水害等の際は水位警戒や土嚢積み等の対応や、大地震においても住民の避難誘導や災害対応など活躍が期待されています。

3 災害発生状況

火災、救急、救助などの事象のほか、地震や台風、ゲリラ豪雨等の自然災害など、大規模化、複雑多様化する災害に消防機関が一丸となって災害活動にあたっています。

(1) 火災

本市における火災発生状況は、昭和24年から現在に至るまで、最も少ない件数は平成28年の15件で、最も多い件数は昭和37年の109件です。

昭和34年から昭和53年までの20年間は、1年間の平均発生件数が最も多く76.3件となりますが、近年、火災の発生件数は減少傾向にあり、平成21年から平成28年までの8年間は、1年間の平均発生件数は25.8件と、前掲の昭和後期と比較しますと発生件数が半分以下へ大きく減少しています。

(2) 救急

昭和26年4月、本署に救急自動車を1台配備して救急業務を開始、昭和38年には消防法の改正により、救急業務が法制化されています。

本市における救急出動件数は、昭和26年の58件から始まり現在に至るまで、増加の一途をたどり、平成28年の出動件数は、2,792件と実に48.1倍にも激増しています。

救急需要の増加は、本市のみならず全国的なもので、総務省消防庁では今後も増加が続くものと推測しています。

(3) 救助

本市では、法制化に先駆け昭和55年に特別救助隊を発足、火災の消火活動等に携わる消防隊兼務の救助隊で、隊長以下18名(平成29年4月1日現在)の体制で、はしご車、救助工作車といった特殊車両や装備品等を駆使して、交通事故、労働災害、水難事故等の災害活動にあたっています。

発生状況は、平成5年から現在に至るまで、1年間の平均発生件数で50件前後を推移しています。